

答 申 第 1 1 7 号
(諮 問 第 1 1 8 号)

令和 6 年 (2024 年) 2 月 29 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 6 月 1 日付け鎌総第 629 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）2月21日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「1.平成26年1月16日鎌倉都市計画土地地区画整理事業（深沢地区土地地区画整理事業）の決定 2.平成26年1月16日鎌倉都市計画地区計画（深沢地区地区計画）の決定 3.都市計画審議会等の手続きを進めなかった理由 上記1、2手続を開始する決裁文書 上記3手続きを進めなかった理由が検証できる一切の文書」のうち「3.都市計画審議会等の手続きを進めなかった理由が検証できる一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和4年（2022年）3月2日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）2月21日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1.平成26年1月16日鎌倉都市計画土地地区画整理事業（深沢地区土地地区画整理事業）の決定 2.平成26年1月16日鎌倉都市計画地区計画（深沢地区地区計画）の決定 3.都市計画審議会等の手続きを進めなかった理由 上記1、2手続を開始する決裁文書（以下「請求文書1」という。） 上記3手続きを進めなかった理由が検証できる一切の文書（以下「請求文書2」という。）に係る行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求文書1について、令和4年（2022年）3月2日付け鎌倉市指令都計第78号で行政文書公開決定処分を行い、請求文書2について、同日付け鎌倉市指令都計第77号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、請求文書2に対する本件処分について、令和4

年（2022 年） 3 月 11 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和 4 年（2022 年） 3 月 11 日付けで提出した審査請求書、同年 4 月 4 日付けで提出した反論書、同年 5 月 9 日付けで提出した再反論書及び令和 5 年（2023 年） 9 月 8 日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成 26 年（2014 年） 1 月 16 日に鎌倉都市計画土地地区画整理事業（深沢地区土地地区画整理事業）及び鎌倉都市計画地区計画（深沢地区地区計画）の決定に係る公聴会（以下「公聴会その 1」という。）を実施し、事業等決定のための手続に入っている。

イ その後、令和 3 年（2021 年） 8 月 24 日に鎌倉都市計画土地地区画整理事業（村岡・深沢地区土地地区画整理事業）及び鎌倉都市計画道路の変更（3・4・5）深沢・村岡線の決定に係る公聴会（以下「公聴会その 2」という。）を実施した。

ウ 公聴会その 1 及び公聴会その 2 は市長決裁で実施する案件であり、公聴会その 1 を実施後、手続を中断して公聴会その 2 を実施していることから、公聴会その 1 実施後に手続の中断及び取下げについての市長決裁をしたと推定する。

エ 公聴会その 1 と公聴会その 2 との間に手続を中断した以上、中断又は手続を進めなかった理由があり、この間に何か実施していれば、実施していることが手続を進めなかった理由であると推定するから、市長決裁に係る文書を公開しないのは不当である。

また、公聴会その 1 と公聴会その 2 との間に深沢地域国鉄跡地周辺整備事業に係る神奈川県、藤沢市、UR 都市機構、JR 東日本株式会社等（以下「関係機関等」という。）との打合せ等に関する文書には、都市計画審議会等の手続を進めなかった理由が記載されていると推定するから、それら一切の文書公開を求める。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和4年（2022年）3月29日付けで提出された弁明書及び同年4月19日付けで提出された再弁明書による決定理由説明によると、実施機関が本件処分を行った根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、審査請求の理由として公聴会その1の後に都市計画決定手続を中断したことに対し、その中断した理由等又は取下げについて市長決裁していると推定し、市長決裁に係る文書を公開しないのは不当であると主張しているが、処分庁は、請求文書2について文書管理システムの検索により、請求の趣旨に合致する文書が存在しないことを確認して、本件処分を行ったものである。
- (2) 審査請求人が主張する関係機関等との打合せ等の一切の文書の公開については、請求文書2の「都市計画審議会等の手続を進めなかった理由が検証できる一切の文書」には合致しないものであり、請求内容とは関係のない主張である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件処分について

本件処分に係る対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、「3. 都市計画審議会等の手続を進めなかった理由が検証できる一切の文書」である。

実施機関は、本件公開請求に際し審査請求人に対して聴き取りを行い、本件公開請求の趣旨が、都市計画課が所管している都市計画法上の手続に関する文書の公開を求めるものであると判断し、文書管理システムにより請求の対象となる文書を検索したところ、存在が確認できなかったことから本件処分を行ったと説明する。当審査会が職権により調査したところ、本件処分に係る決裁資料において、上記説明と同様に請求人に確認を行った経緯が記載されていた。

そこで、本件請求対象文書の存否について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の不存在について

審査請求人は、公聴会その 1 及び公聴会その 2 は市長決裁の案件であり、公聴会その 1 を実施し、一定期間経過後に公聴会その 2 を実施していることから、手続を中断又は取下げたことについて市長決裁していると推定し、これに係る行政文書が存在すると主張する。

他方、実施機関は、請求文書 2 に係る行政文書の存否を確認したが、該当する行政文書を特定することができなかったと主張する。

土地区画整理事業に係る手続として、鎌倉市は、鎌倉市まちづくり条例に基づいて公聴会を開催し、当該事業に係る都市計画決定案を縦覧に付し、神奈川県知事との協議の後、都市計画法に基づく縦覧に付し、都市計画審議会の議を経て当該事業に係る都市計画決定を行うこととされる。

この点、当審査会が、実施機関に資料提出を求め確認したところによれば、次のとおりであった。

ア 平成 25 年度（2013 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの間における都市計画審議会への諮問状況を確認したところ、令和 4 年（2022 年）1 月に村岡・深沢地区土地区画整理事業及び深沢地区地区計画について都市計画審議会に諮問されるまで、該当する案件は確認できなかった。

イ 審査請求人は実施機関に対し、令和 2 年 1 月から 9 月までにかけて、本件請求と同様の行政文書公開請求を行っているが、いずれも本件処分と同様の行政文書一部公開処分を行っていた。

当審査会は、令和 3 年（2021 年）11 月 11 日答申第 99 号において、令和 2 年（2020 年）8 月現在における深沢地区の土地区画整理事業に関して鎌倉市から神奈川県に対し手続を行った文書の存否について、「平成 26 年（2014 年）6 月、鎌倉市は当該資料に係る都市計画決定の手続を見合わせることにし、都市計画決定には至らなかった。その後、改めて村岡・深沢地区土地区画整理事業及び深沢地区地区計画の案が策定され、令和 3 年（2021 年）7 月 19 日から 8 月 2 日までの間、公聴会の開催のために縦覧に付されていた。

したがって、審査請求人が本件請求を行った当時、本件請求の対象となる行政文書は存在しなかったものと認められる。」と答申

しているところ、その後も当該答申内容を修正するに至る資料は見当たらない。

したがって、審査請求人が本件請求を行った当時、本件請求の対象となる行政文書は存在しなかったとする実施機関の主張について、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
R	4 /	2 / 2 1	行政文書公開請求書が提出される
		3 / 2	行政文書不存在決定通知書
		3 / 1 1	審査請求書が提出される（処分庁：都市計画課 審査庁：総務課）
		3 / 2 9	処分庁が審査庁に弁明書を提出
		4 / 4	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		4 / 1 9	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
		5 / 9	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		6 / 1	審査会に諮問
	5 /	9 / 8	審査請求人が審査会に意見書を提出
		1 0 / 2	第 150 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
		1 1 / 6	第 151 回審査会で審議
		1 2 / 1 1	第 152 回審査会で審議
	6 /	1 / 1 6	第 153 回審査会で審議
		2 / 1 3	第 154 回審査会で審議
		2 / 2 9	答申（第 117 号）